

公共工事代金債権信託制度の導入について

江東区は、平成21年1月15日より、中小・中堅建設業者の資金供給の円滑化と下請保護を図るため、公共工事代金債権信託制度（工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度）を導入しています。

制度の概要

公共工事代金債権信託とは、江東区から公共工事を受注・施工している中小・中堅元請企業が、区の承諾を得て当該未完成工事に係る請負代金債権をきらぼし銀行に譲渡することにより、同行から運転資金を調達することができる制度です。

本制度により中小・中堅元請企業は、工事の施工過程で、低利率の資金融資を受けることが可能となり、下請企業への工事代金の支払など、工事の円滑な進捗と適正な履行の確保を図ることができます。

利用条件

*利用できる請負企業

江東区から公共工事を受注・施工している元請業者で、以下の条件を満たす業者

1. 中小企業基本法第2条に定める中小企業者
2. 中小企業以外の業者であって、当該工事の施工にあたり下請業者である中小企業者に対する支払計画があること。
3. 破産、会社更生法に基づく更正手続き開始の申立、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。
4. 会社整理、又は特別清算開始していないこと。
5. 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
6. その他債務の弁済が不可能な状態でないこと。

*対象工事

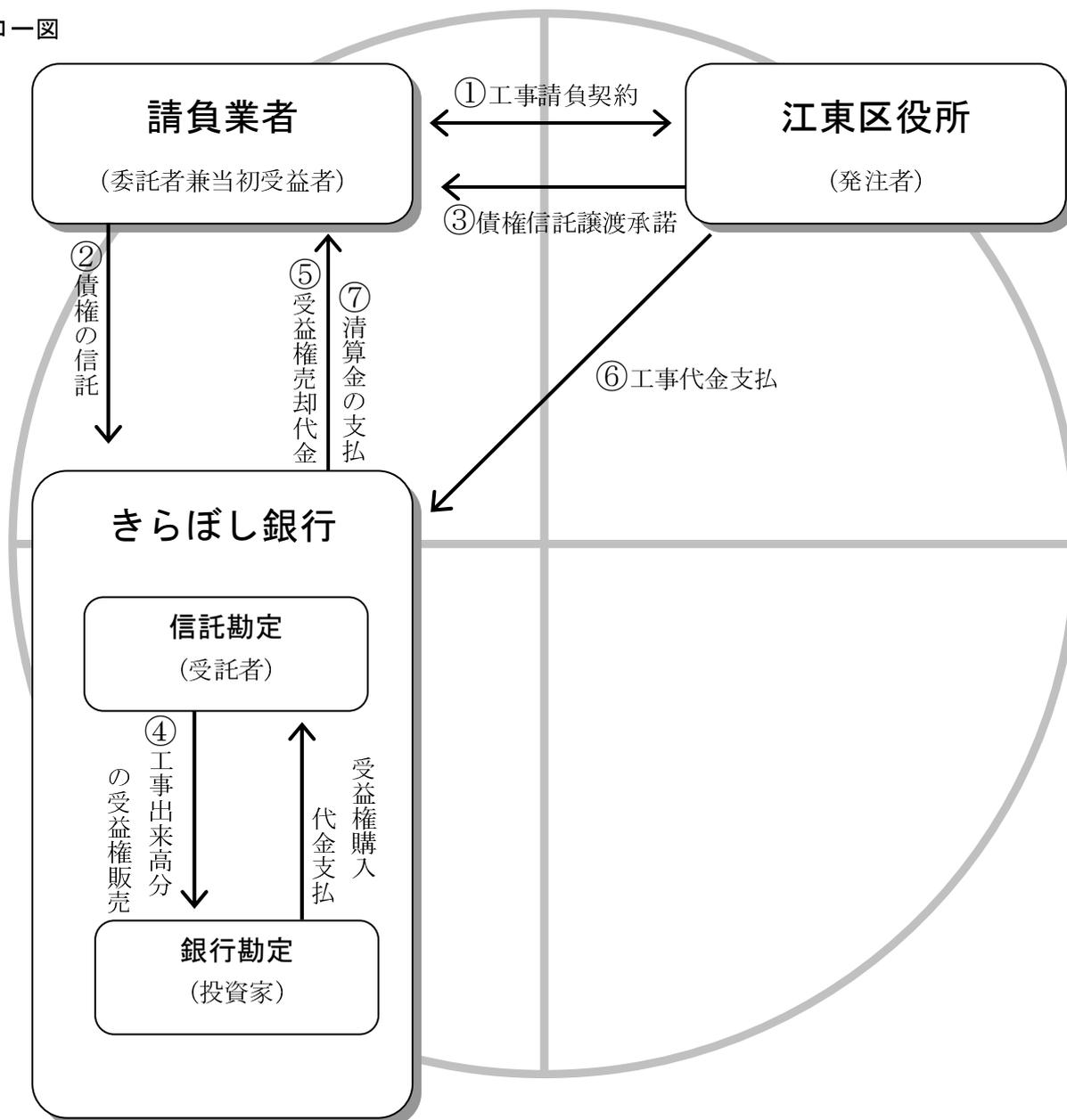
1. 請負金額1,000万円以上の建設工事であること。
2. 前払い、中間前払い、部分払い等がなされている場合は、工事の進捗状況が前払金、中間前払金、部分払い等の相当割合を超えていること。
3. 債権譲渡を認めることが不相当と判断される工事でないもの

*債権譲渡の承諾・契約

1. 履行保証人と契約している場合、履行保証人の承諾を得ること。
2. きらぼし銀行に対して、工事代金債権を信託すること。
3. 江東区から債権譲渡の承諾を得ること。
4. 履行期限の2週間前までに、債権譲渡承諾依頼書を提出すること。

制度の流れ

フロー図



手続きの流れ

1. 制度の利用を希望する建設業者（元請）は、きらぼし銀行との間で、工事代金債権を信託する手続きをとります。
2. 次に、元請業者ときらぼし銀行の連名で、江東区に債権譲渡承諾の申請を行います。
3. これに対し、江東区は債権譲渡の承諾（または不承諾）の通知を行います。
4. 債権譲渡が承諾されたときは、きらぼし銀行は、工事出来高の査定を行い、査定結果に応じて信託受益権を購入します。
5. きらぼし銀行は、元請業者に対し、受益権売却代金を支払います。
6. 江東区は、債権譲受人であるきらぼし銀行に対して工事代金を支払います。
7. きらぼし銀行は、受け取った工事代金から売却済受益権の元本償還・収益配当部分を差引いた金額を精算金として請負業者に返還します。

提出書類

(債権譲渡承諾の申請時)

1. 債権譲渡承諾依頼書 (3通)
江東区様式 (様式1 - 表裏1枚で作成すること)
2. 公共工事代金債権信託契約書の写し (1通)
3. 工事履行報告書 (1通)
江東区様式 (様式3)
4. 債権譲渡人と債権譲受人の印鑑証明書 (各1通)
発行日から3ヶ月以内のもの
5. 下請負人に対する支払計画書 (1通)
江東区様式 (様式4)
6. 履行保証人の承諾書の写し (1通)
履行保証を付した工事で、保険又は保証約款等により保険又は保証会社の承諾が義務付けられている場合
7. 委任状 (1通)
江東区様式 (様式2) 請負者と債権譲受人が共同で持参できない場合

(請負代金請求時)

8. 工事請負代金請求書 (1通)
江東区様式 (様式11)
債権者登録書兼支払金口座振替依頼書

(契約変更・解除時)

9. 工事代金債権計算書 (1通)
江東区様式 (様式12・様式13)

※ 写しを提出するものは、提出時に原本を提示する必要があります。

適用年月日 : 平成21年1月15日

改正年月日 : 平成30年5月1日

問い合わせ先 : 江東区経理課契約係 TEL3647-9037 (直)